

四半期報告書

(第113期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日



TDK株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	5

第3 設備の状況	7
----------------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	17
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
(5) 大株主の状況	18
(6) 議決権の状況	19

2 株価の推移	20
---------------	----

3 役員の状況	21
---------------	----

第5 経理の状況	22
----------------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	23
(2) 四半期連結損益計算書	25
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	26

2 その他	31
-------------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	32
-------------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第113期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	T D K株式会社
【英訳名】	TDK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上釜 健宏
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03（5201）7116
【事務連絡者氏名】	アドミニストレーショングループ経理部長 桃塚 高和
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03（5201）7116
【事務連絡者氏名】	アドミニストレーショングループ経理部長 桃塚 高和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第113期 当第1四半期連結 累計(会計)期間	第112期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高（百万円）	190,623	866,285
税引前四半期（当期）純利益（百万円）	5,577	91,505
四半期（当期）純利益（百万円）	4,446	71,461
株主資本（百万円）	734,239	716,577
総資産額（百万円）	991,725	935,533
1株当たり株主資本（円）	5,693.10	5,556.77
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	34.48	551.72
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	34.46	551.19
株主資本比率（％）	74.0	76.6
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	14,247	119,413
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△26,255	△157,747
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	22,355	△60,086
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（百万円）	185,814	166,105
従業員数（人）	62,797	60,212

（注）1．当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2．売上高には、消費税等は含まれておりません。

3．純資産額、1株当たり純資産額及び自己資本比率は、米国会計基準に基づき株主資本、1株当たり株主資本及び株主資本比率にそれぞれ置き換えております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	62,797
---------	--------

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	5,468
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員を表示しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、下表のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
	電子材料（百万円）	46,055
	電子デバイス（百万円）	52,762
	記録デバイス（百万円）	71,388
	その他電子部品（百万円）	20,040
電子素材部品 計（百万円）		190,245
合計（百万円）		190,245

- (注) 1. 金額は販売価格により算出しております。
2. 全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める電子素材部品部門の割合がいずれも90%超となったため、記録メディア製品部門に係る記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における電子素材部品事業の受注状況は、下表のとおりであります。

区分	受注高 (百万円)	平成20年6月30日 現在の受注残高 (百万円)
電子素材部品	198,022	112,083

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、下表のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
	電子材料（百万円）	45,671
	電子デバイス（百万円）	48,675
	記録デバイス（百万円）	72,445
	その他電子部品（百万円）	17,978
電子素材部品 計（百万円）		184,769
合計（百万円）		184,769

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める電子素材部品部門の割合がいずれも90%超となったため、記録メディア製品部門に係る記載を省略しております。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

なお、当第1四半期連結会計期間後に生じた重要な契約については、「第5 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表」の重要な後発事象を参照願います。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当社グループの業績に影響を与えるエレクトロニクス市場においては、特に薄型テレビ、ゲーム機、ノート型パーソナルコンピュータ、ハードディスクドライブ(以下、HDD)、及び携帯電話の生産が前年同期に比べて増加したものの、先進国を中心にこれら製品の高機能機種需要が鈍化しております。これら高機能機種が電子部品の需要を牽引していたため、電子部品の需要も低迷しました。さらに、電子部品の需給環境が悪化したことにより価格下落が進みました。

このような事業環境のなか、当社グループの連結業績は、売上高190,623百万円（前年同期206,699百万円、前年同期比7.8%減）、営業利益5,393百万円（前年同期16,129百万円、前年同期比66.6%減）、税引前四半期純利益5,577百万円（前年同期20,181百万円、前年同期比72.4%減）、四半期純利益4,446百万円（前年同期16,022百万円、前年同期比72.3%減）、1株当たり四半期純利益金額34円48銭（前年同期122円7銭）となりました。

当社グループは、事業を電子素材部品部門と記録メディア製品部門の2つに区分しております。

電子素材部品部門は、①電子材料 ②電子デバイス ③記録デバイス ④その他電子部品 の4つの製品区分で構成されます。当部門の売上概況を製品区分別にみますと、次のとおりです。

電子材料製品区分は「コンデンサ」、「フェライトコア及びマグネット」の2つで構成されます。

当製品区分の売上高は、45,671百万円（前年同期49,703百万円、前年同期比8.1%減）となりました。

コンデンサの売上高は、前年同期比で減少しました。主要品目である積層セラミックチップコンデンサは、特にパーソナルコンピュータ(以下、PC)、薄型テレビ、ゲーム機向けに価格下落の影響、及び米ドルに対する円高の影響を受けたことが減収の要因です。

フェライトコア及びマグネットの売上高は、前年同期比で微増でした。マグネットの増収が、フェライトコアの減収を補いました。

電子デバイス製品区分は「インダクティブ・デバイス」、「高周波部品」及び「その他」の3つで構成されます。

当製品区分の売上高は、48,675百万円（前年同期49,981百万円、前年同期比2.6%減）となりました。

インダクティブ・デバイスの売上高は、前年同期比で横ばいでした。薄型テレビ向け電源系コイル、自動車市場にてコモンモードフィルタの販売が各々増加したことにより、チップビーズの減収を補いました。

高周波部品の売上高は、前年同期比で増加しました。PC向けの販売が増加したことが主な要因です。

その他の売上高は、前年同期比で減少しました。センサ・アクチュエータの増収が、一部製品の終息による電源製品の減収を補うことができませんでした。

記録デバイス製品区分は「HDD用ヘッド」、「その他」の2つで構成されます。

当製品区分の売上高は、72,445百万円（前年同期70,416百万円、前年同期比2.9%増）となりました。

HDD用ヘッドの売上高は、前年同期比で減少しました。HDDの生産台数が増加しているに伴い、HDD用ヘッドの需要も増加しています。それによりHDD用ヘッドの販売数量は増加しましたが、価格下落の影響と米ドルに対する円高の影響を受け売上高は減少しました。

その他の売上高は、前年同期比で増加しました。平成19年11月に子会社化したHDD用サスペンション事業の売上高が、当連結会計年度から寄与したことが主な要因です。

その他電子部品製品区分は、上記3製品区分を除く電子素材部品部門すべての製品を含みます。代表的な製品は<電波暗室>、<メカトロニクス(製造設備)>及び<エナジーデバイス(二次電池)>です。

当製品区分の売上高は、17,978百万円（前年同期15,346百万円、前年同期比17.2%増）となりました。電波暗室、エナジーデバイス及びその他新製品も前年同期比で増収でした。

記録メディア製品部門は、＜オーディオ・ビデオテープ＞、＜光メディア＞及び＜その他＞の3つで構成されます。平成19年8月、TDKブランド記録メディア販売事業を譲渡したことにより、記録メディア製品の売上高が減少しました。この結果、当第1四半期連結累計期間における全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める電子素材部品部門の割合がいずれも90%超となったため、記録メディア製品部門の業績の状況に係る記載を省略しております。

地域別売上高の状況は、国内においては前第1四半期連結累計期間の38,943百万円から16.6%減の32,465百万円となりました。すべての製品区分で売上高が減少しました。

米州地域においては、前第1四半期連結累計期間の24,735百万円から8.7%減の22,590百万円となりました。記録デバイス製品を除く製品区分で売上高が減少しました。

欧州地域においては、前第1四半期連結累計期間の18,010百万円から32.5%減の12,151百万円となりました。記録デバイスと記録メディアの売上高が各々減少しました。

アジア他の地域においては、前第1四半期連結累計期間の125,011百万円から1.3%減の123,417百万円となりました。電子材料と記録デバイスの売上高が各々減少しました。

この結果、海外売上高の合計は、前第1四半期連結累計期間の167,756百万円から5.7%減の158,158百万円となり、連結売上高に対する海外売上高の比率は、前年同期の81.2%から1.8ポイント増加し83.0%となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計期間末比で現金及び現金同等物が19,709百万円及び有形固定資産が30,472百万円それぞれ増加し、資産合計は前連結会計期間末比56,192百万円増加しました。

負債は、前連結会計期間末比で短期借入債務が31,446百万円、未払費用等が5,512百万円及びその他の流動負債が4,614百万円それぞれ増加したこと等により、負債合計は前連結会計期間末比38,673百万円増加しました。

株主資本は、前連結会計期間末比でその他の包括利益（△損失）累計額が22,111百万円増加し、一方でその他の利益剰余金が4,780百万円減少したため、株主資本合計は前連結会計期間末比17,662百万円増加しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前第1四半期連結会計期間末比48,281百万円減少し185,814百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によって得たキャッシュ・フローは、前年同期比8,031百万円減少し14,247百万円となりました。四半期純利益は11,576百万円減の4,446百万円、減価償却費は2,245百万円増の18,398百万円となりました。資産負債の増減において、売上債権が3,609百万円、たな卸資産が7,542百万円、仕入債務が7,320百万円、未払費用等が3,559百万円それぞれ減少しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用したキャッシュ・フローは、前年同期比12,257百万円減少し26,255百万円となりました。固定資産の取得が8,957百万円増の31,127百万円、短期投資の売却及び償還の減少3,860百万円がそれぞれ増加要因となっている一方、短期投資の取得の減少17,839百万円、有価証券の売却及び償還の増加4,155百万円、有価証券の取得の減少2,007百万円がそれぞれ減少要因となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期の支出から当第1四半期は収入に転じ、その変動額は69,243百万円となりました。前年同期は自己株式の取得に係る支出39,232百万円に加え、配当金の支払7,946百万円等で46,888百万円の支出でしたが、当第1四半期は短期借入債務の増減（純額）に係る31,379百万円の収入に対し配当金の支払9,027百万円等で22,355百万円の収入となっております。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費は13,260百万円（売上高比7.0%）であります。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	480,000,000
計	480,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （平成20年6月30日）	提出日現在発行数（株） （平成20年8月14日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	129,590,659	129,590,659	東京証券取引所（市場第一部） ニューヨーク証券取引所 ロンドン証券取引所	—
計	129,590,659	129,590,659	—	—

（注） 1. ニューヨーク証券取引所は預託証券の形式により上場をしております。ロンドン証券取引所は原株の振替決済方式により上場をしております。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成14年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 （平成20年6月30日）
新株予約権の数（個）	232
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,200
新株予約権の行使時の払込金額（円）	5,909
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月1日 至 平成20年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,909 資本組入額 2,955
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成15年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,056
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,954
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月1日 至 平成21年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,954 資本組入額 3,477
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成16年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,420
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	142,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,147
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月1日 至 平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,147 資本組入額 4,074
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成17年6月29日定時株主総会決議（株式報酬型）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	246
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	24,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成37年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成17年7月1日から平成20年6月30日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成20年7月1日以降行使することができる。 ② 新株予約権者は、平成20年6月30日までに、以下（イ）（ロ）に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 （イ）新株予約権者が、当社の役員及び使用人（常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ。）のいずれの地位をも喪失した場合。 当該喪失日の翌日から3年間。 （ロ）当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。 当該承認日から15日間。 ③ 平成20年7月1日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。 ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤ 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	871
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	87,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,134
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月1日 至 平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,134 資本組入額 4,067
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、できないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年6月29日定時株主総会承認及び取締役会決議（対取締役、株式報酬型）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	108
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10,800
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月6日 至 平成38年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 8,140 資本組入額 4,070
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成18年8月6日から平成21年8月5日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成21年8月6日以降行使することができる。 ② 新株予約権者は、平成21年8月5日までに、以下（イ）（ロ）に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 （イ）新株予約権者が、当社の役員及び使用人（常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ。）のいずれの地位をも喪失した場合。 当該喪失日の翌日から3年間。 （ロ）当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。 当該承認日の翌日から15日間。 ③ 平成21年8月6日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。 ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成18年6月29日定時株主総会決議（対執行役員、株式報酬型）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	95
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月6日 至 平成38年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 8,140 資本組入額 4,070
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成18年8月6日から平成21年8月5日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成21年8月6日以降行使することができる。 ② 新株予約権者は、平成21年8月5日までに、以下（イ）（ロ）に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 （イ）新株予約権者が、当社の役員及び使用人（常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ。）のいずれの地位をも喪失した場合。 当該喪失日の翌日から3年間。 （ロ）当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。 当該承認日の翌日から15日間。 ③ 平成21年8月6日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。 ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成18年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	961
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,072
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月1日 至 平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,048 資本組入額 5,524
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成18年6月29日定時株主総会承認に基づく平成19年5月15日取締役会決議（対取締役、株式報酬型）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	8,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月8日 至 平成39年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 11,015 資本組入額 5,508
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成19年7月8日から平成22年7月7日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成22年7月8日以降行使することができる。 ② 新株予約権者は、平成22年7月7日までに、以下（イ）（ロ）に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 （イ）新株予約権者が、当社の役員及び使用人（常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ）のいずれの地位も喪失した場合。当該喪失日の翌日から3年間。 （ロ）当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。当該承認日の翌日から15日間。 ③ 平成22年7月8日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位も喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。 ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤ 平成19年6月28日定時株主総会決議（対執行役員、株式報酬型）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	59
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月8日 至 平成39年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 11,015 資本組入額 5,508
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成19年7月8日から平成22年7月7日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成22年7月8日以降行使することができる。 ② 新株予約権者は、平成22年7月7日までに、以下（イ）（ロ）に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 （イ）新株予約権者が、当社の役員及び使用人（常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ）のいずれの地位も喪失した場合。当該喪失日の翌日から3年間。 （ロ）当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。当該承認日の翌日から15日間。 ③ 平成22年7月8日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位も喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。 ④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥ 平成19年6月28日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	966
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	96,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	12,098
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 14,109 資本組入額 7,055
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑦ 平成19年6月28日定時株主総会決議（第6（2）回新株予約権）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数（個）	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	12,098
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 14,083 資本組入額 7,042
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	129,590,659	—	32,641	—	59,256

(5) 【大株主の状況】

- ① 当第1四半期会計期間において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者5社から、平成20年6月2日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年5月26日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割 合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	675,372	0.52
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	2,327,900	1.80
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-4-1	894,448	0.69
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	1,081,100	0.83
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町3-2-15	584,700	0.45
計	—	5,563,520	4.29

- ② 当第1四半期会計期間において、野村證券株式会社及びその共同保有者1社から、平成20年6月6日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年5月30日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割 合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	397,339	0.31
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	8,019,500	6.19
計	—	8,416,839	6.49

- ③ 当第1四半期会計期間において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者3社から、平成20年6月20日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年6月13日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割 合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	4,842,200	3.74
ジェー・ピー・モルガン・ホワイト フライヤーズ・インク	アメリカ合衆国 デラウェア	4,415,550	3.41
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	173,200	0.13
ジェー・ピー・モルガン・セキュリ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン	679,668	0.52
計	—	10,110,618	7.80

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 634,900	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 128,892,800	1,288,928	—
単元未満株式	普通株式 62,959	—	—
発行済株式総数	129,590,659	—	—
総株主の議決権	—	1,288,928	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,900株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数19個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
T D K株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	634,900	—	634,900	0.49
計	—	634,900	—	634,900	0.49

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	7,150	7,340	7,410
最低（円）	5,670	6,670	6,330

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、米国において一般に認められた企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

なお、セグメント情報については、四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月 30 日)		前連結会計年度末に係る要 約連結貸借対照表 (平成20年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
(資産の部)	注 2				
流動資産					
現金及び現金同等物			185,814		166,105
売上債権			159,495		157,118
たな卸資産			93,897		88,816
その他の流動資産			48,767		50,781
流動資産合計			487,973		462,820
投資			68,464		68,714
有形固定資産			297,621		267,149
のれん及びその他の無形固定資産			92,860		93,342
その他の資産			44,807		43,508
資産合計			991,725		935,533

		当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
(負債、少数株主持分及び資本の部)					
流動負債					
短期借入債務			40,344		8,898
一年以内返済予定の長期借入債務			291		294
仕入債務			78,445		76,391
未払費用等			69,346		63,834
未払税金			1,600		7,660
その他の流動負債			9,498		4,884
流動負債合計			199,524		161,961
固定負債					
長期借入債務 (一年以内返済予定分を除く)			182		152
未払退職年金費用			34,543		33,990
繰延税金負債			6,148		5,998
その他の固定負債			13,548		13,171
固定負債合計			54,421		53,311
負債合計			253,945		215,272
少数株主持分			3,541		3,684
資本					
資本金			32,641		32,641
(授權株式数)			(480,000,000)		(480,000,000)
(発行済株式総数)			(129,590,659)		(129,590,659)
資本剰余金			63,935		63,887
利益準備金			19,644		19,510
その他の利益剰余金			683,939		688,719
その他の包括利益 (△損失) 累計額			△59,472		△81,583
自己株式			△6,448		△6,597
(自己株式数)			(620,654)		(634,923)
資本合計			734,239		716,577
負債、少数株主持分及び資本合計			991,725		935,533

(2) 【四半期連結損益計算書】

		当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
売上高			190,623
売上原価			148,415
売上総利益			42,208
販売費及び一般管理費			36,815
営業利益			5,393
営業外損益			
受取利息及び受取配当金		1,118	
支払利息		△79	
為替差(△損)益		△698	
その他		△157	
営業外損益合計			184
税引前四半期純利益			5,577
法人税等			1,340
少数株主損益前 四半期純利益			4,237
少数株主損益			△209
四半期純利益			4,446
1株当たり指標	注6		
四半期純利益:			
基本		34.48円	
希薄化後		34.46円	
現金配当金		70円	

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
四半期純利益		4,446
営業活動による純現金収入との調整		
減価償却費		18,398
資産負債の増減		
売上債権の減少 (△増加)		6,346
たな卸資産の減少 (△増加)		△2,832
仕入債務の増加 (△減少)		△4,243
未払費用等の増加 (△減少)		△7,124
その他の資産負債の増減 (純額)		△2,223
その他		1,479
営業活動による純現金収入		14,247
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得		△31,127
短期投資の売却及び償還		1,165
短期投資の取得		△1,014
有価証券の売却及び償還		4,155
有価証券の取得		△786
その他		1,352
投資活動による純現金支出		△26,255
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入債務の返済額		△81
短期借入債務の増減 (純額)		31,379
自己株式の取得		△2
配当金支払		△9,027
その他		86
財務活動による純現金収入		22,355
為替変動による現金及び現金同等物への影響額		9,362
現金及び現金同等物の増加		19,709
現金及び現金同等物の期首残高		166,105
現金及び現金同等物の四半期末残高		185,814

注記事項

(注1) 重要な会計方針の概要

(1) 連結方針

当社の四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により、米国において一般に認められた会計原則（会計原則審議会意見書、財務会計基準審議会基準書等）に基づいて作成しており、すべての子会社、及び米国財務会計基準審議会の解釈指針第46号改訂「変動持分事業体の会計」に基づき、当社が主たる受益者となる変動持分事業体を含んでおります。すべての重要な連結会社間債権債務及び取引は、連結上相殺消去されております。

20%以上50%以下の持分を所有し、当社が被投資会社の経営及び財務状況に重要な影響を及ぼすと判断された投資は、持分法により評価しております。すべての重要な持分法適用会社からの未実現利益は、連結上消去されております。

また、セグメント情報については、四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しており、米国財務会計基準審議会基準書第131号に基づくセグメント別財務報告は作成しておりません。

当社は、昭和49年7月に米国預託証券を発行するにあたり、米国式連結財務諸表を作成し、米国証券取引委員会に登録しました。昭和51年7月ナスダックに株式を登録し、昭和57年6月に米国預託証券をニューヨーク証券取引所に上場しました。

なお、米国において一般に認められた会計原則による場合に、我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法に準拠した場合と異なるもので主要なものは次のとおりであります。

(イ) 現金及び現金同等物は、短期の売戻し条件付有価証券を含んでおります。

(ロ) 連結貸借対照表上、少数株主持分は負債の部の下部（資本の部の上部）に独立項目として表示しております。

(ハ) 退職給付及び年金制度については、米国財務会計基準審議会基準書第87号「事業主の年金会計」及び同基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理」基準書第87号、88号、106号及び132号（改）の改訂に基づき、従業員への給付額に係る期間純年金費用を、従業員の勤務期間に認識する方法によっております。

(ニ) 新株引受権付社債の発行額のうち、新株引受権の対価であるとみなされた金額は、資本剰余金に計上しております。また、社債発行差額からは通貨スワップによる差益を控除し、控除後の金額は社債の期間にわたって利息法で償却しております。

(ホ) のれん及びその他の無形固定資産については、米国財務会計基準審議会基準書第142号「のれん及びその他の無形固定資産」に基づき、のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却せず、少なくとも年に一度、あるいは減損の兆候があった場合はより頻繁に減損のテストを行っております。

(2) 新会計基準の適用

公正価値の測定

平成20年4月より、米国財務会計基準審議会は基準書第157号「公正価値の測定」を適用しております。当基準書は公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大しております。当基準書は、公正価値の定義について「交換の対価」という概念を引き続き用いるものの当該対価が測定日時点で資産を売却あるいは債務を移転する場合の市場取引価格であることを明確にし、公正価値が市場を基準とする価値であり、企業特有の価値ではないことを強調しております。また、測定するための枠組みとして公正価値を階層化するとともに、公正価値を測定した資産及び負債について開示の拡大を要求しております。当基準書の適用による当社の連結上の財政状態及び経営成績への重要な影響はありません。なお、当基準書が求める開示については記載を省略しております。

(3) 今後適用となる新会計基準

平成18年9月に、米国財務会計基準審議会は基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理」基準書第87号、88号、106号及び132号（改）の改訂を発行しました。基準書第158号は、年金資産の公正価値及び給付債務の測定日を年度末貸借対照表日とすることを要求しております。この測定日に関する規定は、平成20年12月16日以降に終了する会計年度から適用となります。当社は現在、12月31日を測定日としており、測定日の変更に伴う連結上の財政状態及び経営成績への影響の見積もりを行っております。

平成19年12月に、米国証券取引委員会は職員会計公報第110号を発行しました。職員会計公報第110号は、基準書第123号改訂に規定されたストックオプションの予想残存期間の推定方法に係る簡便法の適用について、職員会計公報第107号における見解を修正しております。当社は、職員会計公報第110号により修正された同第107号に従って、過去の情報から想定される行使期間の推定を合理的に行うことが可能となるまで、今後も簡便法による推定を継続します。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は基準書第141号改訂（平成19年改訂）「企業結合」を発行しました。基準書第141号改訂は、買収企業が財務諸表において、取得した識別可能な資産、引き継いだ負債、被買収企業の非支配持分及び取得したのれんの認識及び測定に関する基準及び要求を規定しております。また基準書第141号改訂は、企業結合の内容及び財務諸表に対する影響の評価を可能にする開示要求を規定しております。基準書第141号改訂は、平成20年12月15日以降に開始する連結会計年度より適用されます。当社は、基準書第141号改訂が当社の経営成績及び財政状態に与える影響を現在検討しております。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—ARB第51号の改訂」を発行しました。基準書第160号は、親会社以外が保有する子会社における所有持分、親会社及び非支配持分へ帰属する連結上の当期純利益の金額、親会社の所有持分の変動、及び子会社が連結対象外となったときの非支配持分投資の評価に関する会計処理及び報告の基準を規定しております。また基準書第160号は、親会社持分と非支配持分とを明確に特定し、識別して開示することを要求しております。基準書第160号は、平成20年12月15日以降に開始する連結会計年度より適用されます。当社は、基準書第160号が当社の経営成績及び財政状態に与える影響を現在検討しております。

(4) 組替

当四半期連結財務諸表の表示に合わせるため、過年度の連結財務諸表の組替を行っております。

(注2) たな卸資産

平成20年6月30日及び平成20年3月31日現在のたな卸資産は、次のとおりであります。

	(単位 百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日現在)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日現在)
製品	37,829	34,856
仕掛品	24,013	23,070
原材料	32,055	30,890
合計	93,897	88,816

(注3) 退職年金費用

当第1四半期連結累計期間における期間純年金費用は、以下の項目から構成されております。

	(単位 百万円)
	当第1四半期連結累計期間
勤務費用	1,624
予測給付債務の利息費用	1,120
年金資産の期待運用収益	△1,295
未認識純損失の償却	322
未認識過去勤務債務の償却	△504
合計	1,267

(注4) 包括利益(△損失)

当第1四半期連結累計期間における包括利益(△損失)は、次のとおりであります。

	(単位 百万円)
	当第1四半期連結累計期間
四半期純利益	4,446
その他の包括利益(△損失)(税引後)	
外貨換算調整勘定	20,806
有価証券未実現利益(△損失)	1,542
年金債務調整勘定	△237
包括利益(△損失)	26,557

(注5) 偶発債務

当社及び一部の子会社は、従業員の借入金に対する債務保証を行っております。補償の対象は住宅購入のための借入資金であり、仮に従業員が債務不履行に陥った場合は当社が代位弁済を求められることになります。

平成20年6月30日及び平成20年3月31日現在、債務不履行が発生した場合、当社が負担する割引前最高支払額は、次のとおりであります。

	(単位 百万円)	
	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日現在)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日現在)
会社の従業員の借入金に対する保証債務	4,609	4,764

なお、平成20年6月30日現在、当社が行った債務保証に対して見積公正価額に基づき計上した負債額は重要ではありません。

(注6) 1株当たり四半期純利益

基本及び希薄化後1株当たり四半期純利益の計算における分子及び分母の調整は、次のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間
四半期純利益（百万円）	4,446
加重平均発行済普通株式数－基本（千株）	128,961
ストック・オプションによる希薄化効果（千株）	63
加重平均発行済普通株式数－希薄化後（千株）	129,024
1株当たり四半期純利益（円）：	
基本	34.48
希薄化後	34.46

(注7) 重要な後発事象

当社は、平成20年7月31日開催の取締役会において、ドイツの電子部品メーカーEPCOS AG（以下EPCOS社）と事業統合契約を締結することを決議し同日締結しました。

当社とEPCOS社は、これまで同じ電子部品事業を営んできている中、製品分野及びマーケットにおける重複部分がほとんど無く互いに補完する関係にあるため、EPCOS社とパートナーシップを結ぶことにより、強力なシナジーを獲得することが今回の事業統合の目的です。

当社はEPCOS社のすべての発行済株式を対象とした公開買付を、ドイツ連邦金融監督庁の認可を得た後、EPCOS社の株主に対し1株当たり17.85ユーロで現金による買付を行い、平成20年10月末までに完了すると見通しております。買付価格については、本契約の締結日前3ヶ月間の平均終値に対し52%のプレミアムを、締結前日の終値に対し29%のプレミアムを、それぞれ加えた額に相当します。今回の公開買付においては、最低買付株式数が完全希薄化ベースで50%超であること、また反トラスト法に関する監督機関の許可等が条件になっております。

当社は、すでにEPCOS社の株式を市場から購入しており、平成20年8月8日時点で発行済株式の29.4%（約19百万株）を取得しております。その取得資金については、手持現金及び外部借入金を充当しております。今回の公開買付によりEPCOS社の全株式を取得するとした場合、すでに支払済の分を含め約11億ユーロの現金が必要となり、その資金については手持現金及び外部借入金で賄う予定です。

今回の株式公開買付が成立した場合、当社は統合の対象としている電子部品事業の分割手続を進め、平成21年6月開催予定の定時株主総会において承認を得た後、新設するTDK EPCコンポーネンツ株式会社（仮称）のもとで、平成21年10月を目標にEPCOS社の電子部品事業と統合する予定としております。

(注8) セグメント情報

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

事業区分につきましては、従来、「電子素材部品」と「記録メディア製品」に区分表示しておりましたが、平成19年8月にTDKブランド記録メディア販売事業を譲渡した結果、全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める電子素材部品部門の割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	38,133	11,757	10,379	130,354	190,623	—	190,623
(2)セグメント間の内部売上高または振替高	45,929	10,105	377	11,640	68,051	△68,051	—
計	84,062	21,862	10,756	141,994	258,674	△68,051	190,623
営業費用	85,834	20,735	10,744	135,054	252,367	△67,137	185,230
営業利益（△損失）	△1,772	1,127	12	6,940	6,307	△914	5,393

(注) 1. 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

(1) 米州……米国

(2) 欧州……ドイツ

(3) アジア他……香港、中国、フィリピン、台湾、タイ

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	米州	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（百万円）	22,590	12,151	123,417	158,158
II 連結売上高（百万円）				190,623
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	11.9	6.4	64.7	83.0

(注) 1. 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国または地域

(1) 米州……米国

(2) 欧州……ドイツ、スウェーデン、ハンガリー、イギリス

(3) アジア他……香港、中国、台湾、フィリピン、シンガポール

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8 月 8 日

T D K株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 尚 己 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐々木 雅 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているT D K株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記事項（注1）(1)参照）に準拠して、T D K株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。ただし、四半期連結財務諸表注記事項（注1）(1)に記載のとおり、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書第131号にかえて、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第15条に準拠して作成されている。

追記情報

四半期連結財務諸表注記事項（注7）重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年7月31日開催の取締役会において、ドイツの電子部品メーカーE P C O S A Gと事業統合契約を締結することを決議し同日締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。